

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 9 号

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市福祉事務所長委任規則（昭和４７年川崎市規則第２４号）の一部を次のように改正する。

本則第１号中トをニとし、ケからテまでをサからナまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 法第２１条の１８第１項に規定する家庭支援事業（市が実施するものに限る。）の利用の勧奨及び支援に関すること。

コ 法第２１条の１８第２項に規定する措置に関すること。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。